

第3回札幌市災害時医療体制 検討委員会	資料 3-2
平成30年9月4日	

(案)

(仮称) 札幌市医療対策本部設置運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、札幌市地域防災計画に掲げる医療救護体制を円滑かつ迅速に実施するにあたり、札幌市における医療救護活動を総括する札幌市医療対策本部（以下「医療本部」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 医療本部は、次の各号のいずれかに該当する場合に設置されるものとする。

- (1) 札幌市災害対策本部条例（昭和38年条例第2号）に基づき、札幌市災害対策本部（以下「災害本部」という。）が設置された場合
- (2) 札幌市保健福祉局保健所長（以下「保健所長」という。）が、災害に係る医療の調整を必要と認めた場合

2 医療本部は、保健所長が医療の調整がおおむね完了したと認めた場合に廃止するものとする。

(設置場所)

第3条 医療本部は、札幌市保健福祉局保健所庁舎内に設置する。ただし、これにより難いと保健所長が認める場合は、保健所長が適当と認める場所に設置する。

(業 務)

第4条 災害時の医療活動に関する調整を行うため、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 医療機関、医療関係団体等との連絡調整及び支援要請
- (2) 総合的な医療情報の収集及び提供
- (3) 被災医療機関の収容患者の転院搬送に係る調整
- (4) 医療救護班の編成及び配備計画
- (5) 医薬品等の供給及び管理に関する総合調整
- (6) その他災害時の医療に関する必要な事項

(構 成)

第5条 医療本部は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 医療本部の本部長は、保健所長の職にある者をもって充て、副本部長に、保健福祉

局保健所医療政策担当部長の職にある者をもって充てる。

- 3 本部長は、必要と認めた場合は、本部員以外の者に、医療本部に参画するよう要請することができる。

(本部長等)

第6条 本部長は、医療本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 3 本部員は、本部長の命を受け、所掌事務を処理する。

- 4 専門委員は、本部長に専門的な助言を行うとともに、所属機関を代表して、医療本部との連携を図る。

(会議)

第7条 医療本部に本部会議を置き、本部長が招集する。

- 2 本部会議は、本部長が主催し、第3条に掲げる事項に関し、対策の調整及び推進について協議する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、医療本部について必要な事項は本部長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

(別表) 札幌市医療対策本部の構成

職名	所属
本部長	札幌市 保健福祉局保健所長
副本部長	札幌市 保健福祉局医療政策担当部長
本部員	札幌市 保健福祉局保健所医療政策課 札幌市 消防局
専門委員	一般社団法人 札幌市医師会 北海道災害医療コーディネーター

第3回札幌市災害時医療体制 検討委員会	資料
平成30年9月4日	3-2